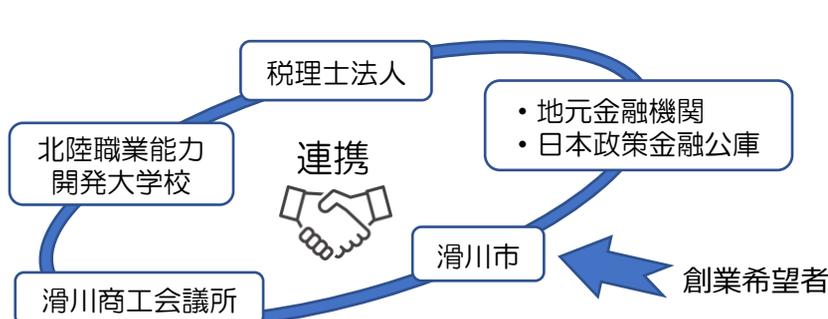


滑川市創業支援事業

～創業支援事業とは～

地域の創業を促進するため、市町村が民間事業者と連携して創業支援を行う取組みに対し国が支援するもので、地域における創業者を支援し、開業率の向上、地域の活性化を目的としています。



創業支援等事業者が連携し、それぞれの専門性を活かして創業希望者を支援します。



創業支援等事業者が開催する講義等（特定創業支援等事業）を受講後、申請に基づき本市から「証明書」が発行されます。この「証明書」には、次の**5つのメリット**があります。

メリット 1

滑川市創業支援事業補助金・奨励金の活用

滑川市で初めて創業される方に対し、補助金または奨励金を交付します。（各種要件あり）

- ・補助金：**最大150万円**（上限100万円＋加算措置上限50万円）
- ・奨励金：**一律10万円**

メリット 2

会社設立時の登録免許税の軽減

会社を設立する際、法務局での登記に必要な登録免許税が軽減されます。

設立形態	通常の税率	軽減措置適用後の税率
株式会社	資本金の額×0.7% 最低税額：15万円	資本金の額×0.35% ※最低税額：7.5万円
合同会社	資本金の額×0.7% 最低税額：6万円	資本金の額×0.35% ※最低税額：3万円

メリット 3

創業関連保証の特例

信用保証協会による創業関連保証の特例が早く利用できます。

事業開始2か月前 → 事業開始6か月前

メリット 4

新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率を引き下げ

日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金において、貸付利率が基準金利から0.40%低減されます。（女性、35歳未満または55歳以上の方は、0.65%低減）

メリット 5

小規模事業者持続化補助金＜創業型＞

創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する同補助金の申請対象となります。

※創業後、事業開始前の事業者も対象

証明書の交付対象者

- (1) これから創業を行おうとする方（事業を営んでいない個人）
- (2) 創業後5年未満の個人事業主又は法人の代表者

※ メリット1は、滑川市で初めて 創業を行おうとする方のみご利用いただけます。

創業後はご利用いただくことはできません。ご注意ください。

制度利用のステップ

① カルテ記入

② 受講

③ 証明書申請

④ 制度利用

① 市役所商工企画課窓口等で、創業支援カルテを記入してください

創業に向けて、関係機関と連携を行うため、基本情報のご記入にご協力ください。

② 特定創業支援等事業を受け、創業に関する知識を身に着けます

国に認定された「滑川市創業支援等事業計画」の中で定めた「特定創業支援等事業」を1か月以上の期間に4回以上受け、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を習得する必要があります。「特定創業支援等事業」は、次のいずれかの方法で習得できます。

【事業計画策定支援】

滑川商工会議所などの創業支援等事業者と事業計画を策定し、その中で創業に関する知識を身に付けます。

【創業支援セミナー】

富山広域連携中枢都市圏（富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町）と合同で年1回開催しているセミナーを受講します。

【創業スクール等】

創業支援等事業者である税理士法人が開講する創業スクール等を受講します。

③ 滑川市へ証明書発行の申請書を提出してください

滑川市が「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を発行します。

④ 各種制度を利用



このほか、市内で創業される方が、市内金融機関で融資を受ける際の、富山県信用保証協会への保証料の一部が助成される「創業融資保証料補助金」があります。詳しくは、商工企画課へお問い合わせください。

お問い合わせ

滑川市商工企画課

滑川市寺家町104番地

TEL : 076 - 475 - 1431

滑川商工会議所

滑川市田中町132番地

TEL : 076 - 475 - 0321

お気軽に
ご連絡ください

